

第1章 計画の策定にあたって

計画改定の趣旨

昭和57年以降、がんは、千葉県における死因の第1位となっており、全死亡者のうち、3人に1人ががんで亡くなっています。

現在、千葉県では、人口の高齢化が急速に進んでいます。昭和40年代を中心とする人口流入が、いわゆる団塊の世代が突出した人口構造をもたらしており、平成27年から平成37年までの65歳以上の高齢者人口の増加率は全国第5位、75歳以上の後期高齢者人口の増加率は全国第1位となることを見込まれます。

がんは、加齢により罹患率が高くなります。今後、千葉県でさらに進む急速な高齢化により、年々増加しているがん患者はさらに増加し、がんは、県民の誰にとっても、より一層身近な健康問題になっていくとともに、限られた医療資源を有効に活用していく必要性がより高まっています。また、がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、がんになっても自分らしく生きるがんとのかみ共生を進めていく必要があります。

千葉県では、平成18年に成立した「がん対策基本法」に基づき、平成19年6月に策定された国の「がん対策推進基本計画」をふまえて、平成20年に「千葉県がん対策推進計画」を策定、平成25年には「千葉県がん対策推進条例」を策定し、がん対策を推進してきました。これらの施策の実施状況の評価をふまえて、引き続き取り組むべき課題に対応するとともに、国の計画で示された、予防・早期発見の一層の充実、がんゲノム医療や世代別のがんへの対応、治療と仕事の両立などの課題に取り組んでいく必要があります。また、全国的に見て千葉県に特徴的な取組が始められているものもあり、これらの千葉県の個性を生かした取組をさらに効果的に活用していくことも大切です。

これらの状況の変化に対応し、「千葉県保健医療計画」や「健康ちば21」などの計画とも調和を図りながら、千葉県のがん対策を総合的、効果的に進めていくために、新たな県のがん対策推進計画を策定しました。

計画の位置付け

本計画は、「がん対策基本法（平成19年4月1日施行）」第12条第3項の規定による都道府県がん対策推進計画の変更と位置付けます。

本計画は、平成25年3月1日施行の「千葉県がん対策推進条例」、平成30年3月9日に閣議決定された「がん対策推進基本計画」の趣旨に則ったものとしていきます。また、「千葉県保健医療計画」、「健康ちば21」等の関係する計画と連動して進めていきます。

計画の期間

- ・計画策定　：平成30年3月
- ・計画の期間：平成30年度から平成35年度までの6年間
（参考）国のがん対策推進基本計画の期間
平成29年度から平成34年度までの6年間

計画策定の体制

本計画を策定するに当たっては、「千葉県がん対策審議会」及び審議会のもとに設置した各部会で検討を行いました。

また、特に千葉県がん診療連携協議会において医療部分の検討に協力いただきました。

